

令和4年度超晩生温州みかんマーケティング調査業務委託公募型企画提案 仕様書

1 委託業務の目的及び概要

新たに静岡県で育成した超晩生温州みかん‘春しずか’は、みかんの端境期となる3月～4月に市場出荷が可能となることから、県内での普及に向けて取り組んでいる。新たなブランド化を図って戦略的販売につなげるため、3月～4月に出荷される超晩生温州みかんのニーズおよび販売促進にあたっての方向性を把握する。

2 委託業務期間

契約締結日から令和5年3月15日（水）まで

3 契約限度額

2,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※限度額を超えたものは失格とする。

4 業務内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 消費者ニーズ調査および分析

- ・4大市場（京浜、京浜衛星、名古屋、京阪神地域の39市場）圏内の消費者を対象に、温州みかんの購買についてデータを収集し、購入実態およびニーズを調査する。
- ・上記で収集したデータをグラフや表を用いて分析する。

(2) 超晩生温州みかんの需要予測

- ・3月～4月に出荷される超晩生温州みかんについて、適正な価格を維持できる需要量を予測する。

(3) 超晩生温州みかんの販売促進方策の提案

- ・3月～4月に出荷される超晩生温州みかんの販路拡大を図るため、(1)及び(2)の調査の過程で収集した消費者の購買データ等の分析結果から、‘春しずか’のブランド化や消費創出・拡大につながる具体的な方策（販売戦略等）について整理し、提案する。

5 業務実施報告書の作成

すべての委託業務終了後、業務実施報告書を提出し、県の検査を受けること（終了した委託業務から順次、業務実施報告書の提出を求める場合がある）。

6 成果品

成果物、納入形態及び納入場所は次のとおり。

- ・報告書（紙媒体（A4版））：2部、電子媒体（CD-RまたはDVD：1式）

・その他必要な資料一式

納入場所：静岡県農林技術研究所果樹研究センター

7 著作権

本委託業務の中で、作成した著作物については、この契約締結前から受託者が著作権を有するものを除き、県に帰属するものとする。

8 仕様書の記載事項の追加及び変更

この仕様書の記載事項については、県と受託者が協議し双方が了解した場合は、契約書の記載内容に反しないことを前提に、これを修正若しくは追加できるものとする。

9 業務委託費の支払方法

委託業務完了検査合格後、請求書の提出に基づき、県は委託費を受託者に支払う。

10 その他

- (1) 契約の履行について不明点がある場合は、事前に県と協議し、これを確定すること。
- (2) 事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、直ちに県に連絡すること。
- (3) 契約後において県が必要であると認めるときは、受託者と協議の上、契約の内容を変更することができる。